

鹿児島県
特定有人国境離島地域の
地域社会の維持に関する計画
(令和4～令和8年度)
(概要版)



◆ 計画の構成

第1 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の基本的方針に関する事項

- 1 計画の意義及び方向
- 2 計画期間
- 3 対象地域
- 4 基本目標
- 5 重要業績評価指標（K P I）及び成果目標

第2 地域別特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する施策

※5つの地域別に作成（構成は共通）

甕島列島 種子島 屋久島 三島 吐噶喇列島

- 1 地域の概況
- 2 地域社会の維持に関する施策
 - (1) 国内一般旅客定期航路事業・国内定期航空運送事業に係る運賃等の低廉化
 - ・離島住民向けの航路・航空路運賃の低廉化
 - (2) 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減
 - ・農水産物全般の移出，原材料等（飼料等）の移入に係る輸送コストの低廉化
 - (3) 雇用機会の拡充
 - ① 農林水産業の再生
 - ② 民間事業者等の創業・事業拡大等の促進
 - ・民間事業者等が雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業資金を支援
 - ③ 滞在型観光の促進
 - ・「もう1泊」してもらうための旅行商品の造成等に係る経費を支援
 - (4) 安定的な漁業経営の確保等

第3 その他地域社会の維持に関し必要な事項

- 1 推進体制
- 2 計画のフォローアップ
- 3 広報その他の啓発活動

◆ 計画の概要

第1 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の基本的方針に関する事項

1 計画の意義・方向

(1) 計画の意義

- 近年、我が国周辺空海域においては、近隣諸国の海洋活動等が活発化しており、従来以上に、離島の保全・管理の適切な実施が必要となっている。
- このような中、平成28年4月に、有人国境離島法が制定され、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置が講じられることとなった。
- 領海等の根拠となる基線を有する有人国境離島地域は、人が居住していることにより、領海等の保全等に関する活動の拠点として極めて重要な機能を有しているが、特定有人国境離島地域は将来無人化のおそれがあり、一度無人化すると活動拠点としての機能の維持が著しく困難となるため、地域社会の維持のための取組を推進する必要がある。
- 本県では、5地域17島が特定有人国境離島地域に指定されていることを踏まえ、当該地域の地域社会の維持のための取組を推進するため、有人国境離島法に基づき、「鹿児島県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」を平成29年度に定めたところである。
- 有人国境離島法は10年の時限立法であり、平成29年度を初年度とした5箇年の計画を「前期計画」とし、今回、令和4年度を初年度とした5箇年の「後期計画」を定めるものである。

(2) 計画の方向

- 本県の離島地域においては、本土との諸格差、人口減少や高齢化の進行、人の往来や物資の流通に要する費用がかさむことなどの課題がある一方、手つかずの豊かな自然、独自の伝統・文化、地元の食材を使った料理、温かいおもてなしの心など、そこにしかないたくさんの魅力にあふれている。
- このため、本計画においては、各地域の現状や課題を踏まえつつ、個性豊かな島々の魅力を生かして、そこに住む人々が安心して暮らし続けられるように、それぞれの地域の特性に合った地域づくりに積極的に取り組んでいくこととする。
- また、本県の基本目標を実現するため、特定有人国境離島地域において、ヒトが交流し、それによってモノ・カネが対流し、島内経済が拡大する地域社会の実現を目指すこととする。

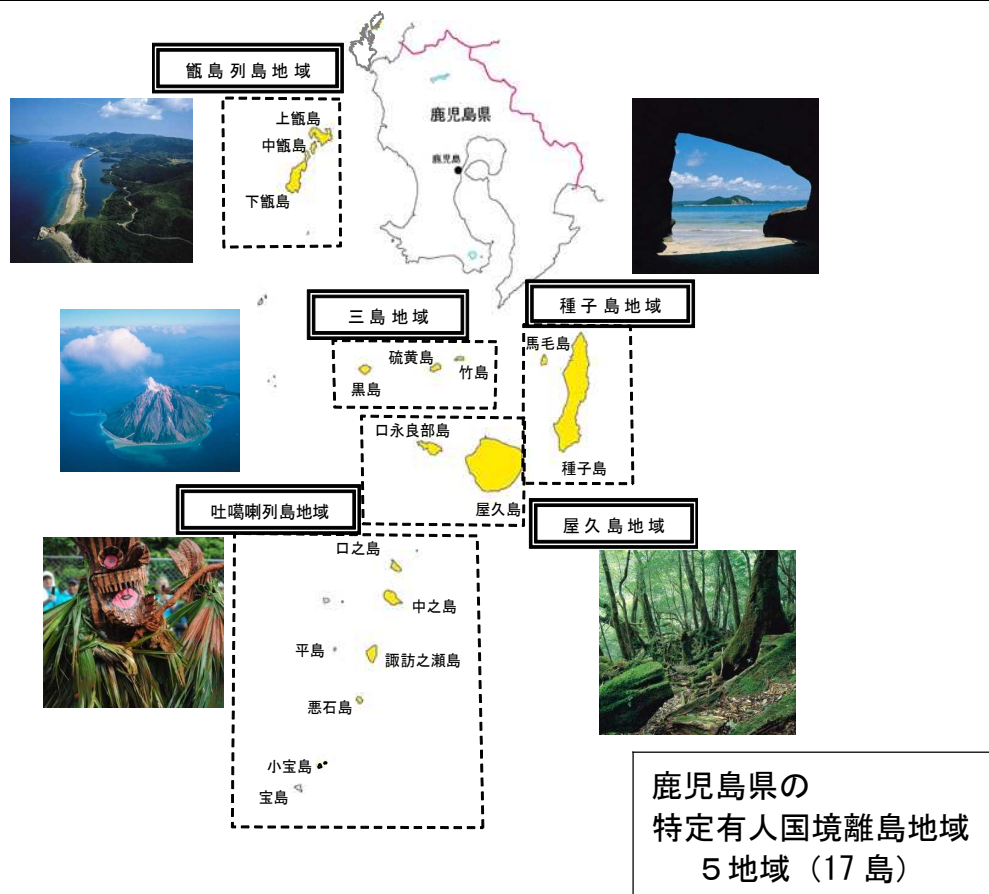
- このようなことから、① 人の往来・物の移動に係る条件不利性の緩和、② 交流促進のためのきっかけづくり、③ 島の魅力の再発見と島での人づくりの推進 の3つの施策の方向性を踏まえ、航路・航空路運賃の低廉化、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、漁業経営の安定的確保等に総合的に取り組むこととする。
- なお、本県においては、我が国の更なる人口減少・少子高齢化の進行や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による社会・経済情勢の変化を踏まえ、感染防止対策に最優先で取り組みつつ、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据え、基幹産業である農林水産業、観光関連産業の更なる振興、製造業の競争力の強化、新産業の創出に取り組むこととしており、本計画においても、これらの考え方を踏まえながら、特定有人国境離島地域の地域社会の維持に取り組むこととする。

2 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5箇年とする。

3 対象地域

5地域17島（甌島列島、種子島、屋久島、三島、吐噶喇列島）



4 基本目標

国の基本方針においては、有人国境離島法の終期である令和9年に向けて、「特定有人国境離島地域の人口が定常的に社会増となる状態（転入者数が転出者数を上回る状態）を実現する」を基本目標として掲げている。

国の基本目標を踏まえ、前期計画の基本目標は、10年後に国の基本目標を達成するため、「本県の特定有人国境離島地域人口の社会減を5年間で5割改善すること」とした。

ただし、三島地域及び吐噶喇列島地域については、平成29年度時点において、人口が社会増の状態にあったことから、「現在の社会増の水準を維持すること」を基本目標としたところである。

後期計画においては、国の方針に変更がないことから、令和8年度に向けた基本目標は、「本県の特定有人国境離島地域における人口の社会増となる状態を実現すること」とする。

ただし、三島地域及び吐噶喇列島地域については、前期計画策定時点において、人口が社会増の状態にあったことから、「前期計画時現況値の社会増の水準を維持すること」を基本目標とする。

5 重要業績評価指標（KPI）及び成果目標

区分	重要業績評価指標 (KPI)	地域名	成果目標		
			現況値	前期目標値 (R3)	後期目標値 (R8)
①人口流出抑制・人口流入施策の効果に関する指標	人口の社会増減 (単位：人)	甌島列島	▲58	▲29	0
		種子島	▲206	▲103	0
		屋久島	▲132	▲66	0
		三島	4	4	4
		吐噶喇列島	5	5	5
②農林水産品等の生産・販路拡大施策の効果に関する指標	農林水産業生産額 (単位：百万円)	甌島列島	648	648	721
		種子島	15,947	15,947	15,947
		屋久島	1,906	1,906	1,906
		三島	153	153	153
		吐噶喇列島	283	283	339
③農林水産業の担い手確保施策の効果に関する指標	農林水産業新規就業者数 (単位：人)	甌島列島	2	3	1
		種子島	32	32	20
		屋久島	10	10	6
		三島	3	3	1
		吐噶喇列島	4	4	1
④創業・事業拡大促進施策の効果に関する指標	新規雇用者数 (単位：人)	甌島列島	—	26	10
		種子島	—	71	30
		屋久島	—	56	4
		三島	—	1	1
		吐噶喇列島	—	1	1
⑤滞在型観光促進施策の効果に関する指標	年間延べ宿泊者数 (単位：千人)	甌島列島	32	40	32
		種子島	140	175	144
		屋久島	420	500	432
		三島	6	7	6
		吐噶喇列島	4	5	4
⑥人の往来，交流拡大施策の効果に関する指標	航路・航空輸送旅客数 (単位：千人)	甌島列島	171	187	171
		種子島	520	560	560
		屋久島	449	503	454
		三島	17	18	17
		吐噶喇列島	22	22	23

第2 地域別特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する施策

(1) 国内一般旅客定期航路事業・国内定期航空運送事業に係る運賃等の低廉化

地域名	計画の主な内容
甌島列島	○ 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（以下、「交付金」）を活用し、住民等を対象に、航路運賃について、フェリーはJR在来線並み、高速船はJR特急自由席並みまでの低廉化を図る。
種子島 屋久島	○ 交付金を活用し、住民等を対象に、航路運賃について、フェリーはJR在来線並み、ジェットfoilはJR特急指定席並み、航空路運賃について、新幹線並みまでの低廉化を図る。
三 島	○ 交付金を活用し、住民等を対象に、航路運賃（フェリー）について、JR在来線並み、航空路運賃について、新幹線並みまでの低廉化を図る。
吐噶喇列島	○ 交付金を活用し、住民等を対象に、航路運賃（フェリー）について、JR在来線並みまでの低廉化を図る。

(2) 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減

地域名	計画の主な内容
甌島列島 種子島 屋久島 三 島 吐噶喇列島	○ 物資の費用負担の軽減を図るため、交付金等を活用し、農水産物及び戦略産品の移出や原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化を支援する。 ○ 関係機関等と連携しながら、石油製品をはじめとする生活又は事業活動に必要な物資について、本土との価格差の解消に向けた取組の充実が図られるよう取り組む。
三 島	○ 石油製品の安心安全な供給のため、各地区に公営のガソリンスタンドを整備するとともに、住民の負担が増えないよう石油販売業者への交渉やコスト面を意識した運営体制を構築していく。

地域名	計画の主な内容
屋久島(口永良部島) 三 島 吐噶喇列島	○ 島内に自動車整備工場がなく、車両を島外に輸送しなければ車検を受けられない離島については、島外車検に伴う車両航送費の負担軽減を図るための支援措置の実現に向けて取り組む。

(3) 雇用機会の拡充

① 農林水産業の再生

地域名	計画の主な内容
甑島列島	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金等を活用し、魚介類や野菜類、鳥獣類、いも類、果物類、飲料、水、製造食品等の移出や原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化を支援する。 ○ キビナゴ、バショウカジキ、ヒゲナガエビ（タカエビ）などの流通改善を図るため、出荷体制構築への取組を促進するとともに「甑島ブランド」の確立を図る。
種子島	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金等を活用し、いも類や米、野菜類、果物類、工芸作物、魚介類、林産品等の移出や原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化を支援する。 ○ 安納いもブランド推進本部においては、品質管理・向上等の取組を進めるとともに、「種子島安納いも」として登録された地理的表示保護制度を活用して、地域一体となった販売活動を展開し、ブランド化を推進する。 ○ レザーリーフファン（種子屋久農業協同組合）については、引き続き、地理的表示保護制度に基づく登録を目指した取組を行う。 ○ 農業公社等において、大規模農家や高齢兼業農家の営農を支援するとともに、就農希望者を対象とした農業研修を行い、農業振興の新たな担い手の確保・育成を図る。 ○ 関係団体と連携し、新規就業に対する相談窓口を設置するとともに、「かごしま漁業学校」において新規漁業就業者の確保及び育成を行い、更に定着促進を図る。

地域名	計画の主な内容
屋久島	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金等を活用し、果物類やいも類、工芸作物、魚介類、木材チップ等の移出や原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化を支援する。 ○ 果樹については、優良品種への転換、優良台木の導入、鳥獣被害対策の実施、選果施設の活用等により、ぽんかん、たんかん等のブランド産地づくりを推進するとともに、パッションフルーツ等の産地拡大を図る。 ○ 首折れサバなどの特産の魚介類のブランド化を図るため、共販体制の確立、漁法や規格の統一などの取組を促進するほか、インターネットなどを利用して販路開拓を図る。
三 島	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金等を活用し、魚介類や野菜類、油脂用作物、動植物性油脂等の移出や原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化を支援する。 ○ たけのこについては、集出荷や加工等の作業を行うための加工場の整備を進めるとともに、「大名たけのこ」のブランド化や、消費者ニーズに対応した特産品開発等を推進し、技術指導による生産量の増加を図る。
吐噶喇列島	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金等を活用し、野菜類や果物類、魚介類、農産加工品等の移出や原材料等の移入に係る輸送コストの支援を行う。 ○ 島バナナ、パッションフルーツ等の栽培技術の向上、島外安定出荷に向けた新たな取組の検討をするとともに、平張施設等施設化による生産安定を図る。

② 民間事業者等の創業・事業拡大等の促進

地域名	計画の主な内容
甕島列島 種子島 屋久島 三 島 吐噶喇列島	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金を活用し、民間事業者等が雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う場合に必要な事業資金を支援することにより、商品開発や販路開拓、カフェや民宿等の開業、サービスの提供に加え、昨今の感染症対策のための物品購入や新しい生活様式に対応する事業分野での創業又は事業拡大の取組を促進し、新規雇用者数の増加や地域経済の活性化を図る。

地域名	計画の主な内容
甌島列島 種子島 屋久島 三 島 吐噶喇列島 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業集落が行う新たな漁業又は海業に取り組む者への支援など雇用を創出するための取組に対しては、特定有人国境離島漁村支援交付金を活用して積極的に支援する。
三 島	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用創出に向けた三島村独自の事業として、「株式会社いおう」を中心とした椿油の製造やたけのこの生産・加工等の推進、黒島に整備した公設公営の焼酎蔵「無垢の蔵」で製造された焼酎の販路拡大にも取り組んでいく。

③ 滞在型観光の促進

地域名	計画の主な内容
甌島列島	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第2次甌島ツーリズムビジョン」に基づき、交付金等を活用しながら、都市部や旅行代理店等へのプロモーションを行うとともに、滞在型旅行商品等の造成を支援する。 ○ 魅力的な交流イベントの開催、海や漁業を生かした滞在プランの商品化取り組むほか、VR（ヴァーチャルリアリティ）等を活用して地域の魅力を感じてもらえるような滞在コンテンツの開発・提供に努める。 ○ 甌大橋を新たな観光スポットとしてPRするとともに、甌マラソン大会の実施、ドライブコース及びサイクルコースの活用に努める。 ○ 地域の魅力を伝える観光ガイドに加え、地質や自然環境等の解説にも対応する専門性の高いガイドの育成を図る。
種子島	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金等を活用しながら、美しい景観等を生かしたサイクルツーリズムや、ドラマ・アニメの舞台となった地域を巡るアニメツーリズムを進める。 ○ 地域が一体となって旅行会社やクルーズ船、小型ジェット機を使用したチャーター便等の運航会社への誘致活動を行う。

地域名	計画の主な内容
種子島 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 種子島宇宙センター等の国際的な知名度を生かしながら、各種媒体の活用等による広報宣伝に取り組むとともに、世界自然遺産の屋久島等との広域的な観光ルートの形成・定着を図り、旅行商品の造成などに努める。 ○ 西之表市が「ヨガの聖地」として認定されたことから、「ヨガ」をフックとしたウェルネスツーリズムに取り組む。
屋久島	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「屋久島町観光基本計画」に基づき、交付金等を活用しながら、地域の魅力を伝える映像などの広報素材を開発し、都市部や旅行代理店等へのプロモーションを行うとともに、屋久島の自然・食などを生かした新たな旅行商品の造成を支援する。 ○ 世界自然遺産の魅力を高める山・川・海・里のエコツアーや体験型メニューの充実を図るとともに、個人志向の多様化に対応し、環境にも配慮した新たなコンテンツ等の開発に努め、本地域での滞在期間の延長を図る。また、コロナ禍における新たな旅のスタイルとして注目されているワーケーションや長期滞在を推進する滞在プランの企画・提供に努める。 ○ 種子島と連携した教育旅行等の推進や、奄美大島、徳之島の世界自然遺産登録を契機とした2つの世界自然遺産の連携の推進など、地域間連携による効果的な誘客の促進や広域的な観光ルートの形成・定着を図り、旅行商品の造成などに努める。 ○ 新型コロナウイルス感染症の収束後に増加が見込まれる訪日外国人旅行客に対応するため、外国語が話せる観光コンシェルジュの育成・確保を図るとともに、訪日外国人旅行客向けの効果的なプロモーション、ニーズに応じた情報の提供等に努める。
三 島	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金等を活用しながら、日本ジオパークの魅力を体験してもらうための滞在プランや旅行商品の開発、モニターツアーの実施等を行う。 ○ ワンデイクルーズ等の自然体験、「ジャンベフェスティバル」等のイベントや伝統行事等と組み合わせた滞在プランや旅行商品の開発、モニターツアーの実施等を行う。
吐噶喇列島	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金等を活用しながら、都市部や旅行代理店等へのプロモーションを行うとともに、自然体験や仮面神ボゼ祭りなどの伝統行事、各種イベント等と組み合わせた滞在プランや旅行商品の開発、モニターツアーの実施等を行う。

地域名	計画の主な内容
全地域	○ イベント等の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底した上で実施する。

(4) 安定的な漁業経営の確保等

地域名	計画の主な内容
甌島列島	○ 離島漁業再生支援交付金を活用し、漁業集落が行う種苗放流や漁場監視、貝類の試験養殖、藻場造成、加工品開発、販路拡大、魚食普及、漁業体験、後継者育成等を支援する。
種子島	○ 離島漁業再生支援交付金を活用し、漁業集落が行うトコブシ稚貝・スジアラ等稚魚放流や漁場監視、ウニ・サメの駆除、イカ柴投入、藻場造成等を支援する。
屋久島 三島	○ 離島漁業再生支援交付金を活用し、漁業集落が行う種苗放流や藻場造成、加工品開発等を支援する。
吐噶喇列島	○ 離島漁業再生支援交付金を活用し、漁業集落が行う離島漁業再生に向けた検討会や先進地視察、新たな商品開発の取組等を支援する。
三島 吐噶喇列島	○ 水産多面的機能発揮対策事業を活用し、海浜環境の保全など漁村の有する多面的機能の発揮に資する漁業者組織の活動を支援する。

第3 その他地域社会の維持に関し必要な事項

1 推進体制

- 国との連携による施策の効果的な展開を図るとともに、県と市町村が緊密な連携を図りながら、円滑かつ効果的な施策の展開に努める。
- 地域コミュニティやNPO、企業などの多様な主体による積極的な取組が必要である。

2 計画のフォローアップ

- 成果目標の達成状況について定期的に評価を行い、必要に応じて、本計画及びこれに基づく施策の見直し等を行う。

3 広報その他の啓発活動

- 県民の幅広い理解と協力を得るため、県は、市町村と連携しながら、当該地域の地域社会の維持を図ることの意義や本計画の目的及び内容等について、各種広報媒体等を活用し、県民への広報及び啓発活動に努める。